

選挙

三木の未来はあなたが決める！

〔市〕選挙管理委員会

4月の統一地方選挙期間中、三木市でも「兵庫県議会議員選挙」と「三木市議会議員選挙」が行われる予定です。詳しくは、告示日以降に発行する「広報みつき選挙特集号」でお知らせします。

● 県議会議員選挙

▼ 告示日 3月31日(金)

▼ 投票日 4月9日(日) 午前7時～午後8時

● 市議会議員選挙

▼ 告示日 4月16日(日)

▼ 投票日 4月23日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票

▼ 投票期間

県議会議員選挙 4月1日(土)～8日(土)

市議会議員選挙 4月17日(月)～22日(土)

▼ 投票時間 午前8時30分～午後8時

▼ 投票場所 ・市役所 5階中会議室
・吉川支所 2階「コミュニティホール」

▼ 投票できる方

期日前投票を行う日に選挙権がある方

▼ 投票に必要なもの

入場券がある場合は、裏面の「宣誓書」に必要事項を記入し、期日前投票所に持参することです。スムーズに投票できます。入場券がなくても投票できますが、宣誓書の提出は必要です。届いていない場合は、投票所に備え付けの宣誓書に記入してください。

不在者投票

● 遠隔地での投票

選挙期間中、遠隔地に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ投票ができます。事前に三木市選挙管理委員会へ投票用紙などの請求の申請が必要で、郵便での往復に時間を要しますので、できる限り早期に請求してください。詳しくは右記へお問い合わせください。

● 病院・老人ホームなどに入院・入所している方の投票

指定施設（不在者投票ができる施設）に入院・入所の方は、施設内で投票ができます。詳しくは、施設に問い合わせてください。

● 郵便などによる投票

下表1に該当する方が対象です。また、下表1・2の両方に該当する方は代理記載人（選挙権のある方）に投票用紙の記載を代理してもらうことができます。投票には「郵便等投票証明書」が必要ですので、事前に交付を受けてください。手続きについては問い合わせてください。

● 投票日に18歳になるが、期日前投票を行う方とする時点は17歳の方

▼ 投票場所

市役所 5階選挙管理委員会事務局
(吉川支所ではできません)

表1 郵便などによる不在者投票ができる方

| | 障がいの種別 | 障がいの程度 |
|-----------|-----------------------------|-----------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢・体幹・移動機能の障がい | 1級または2級 |
| | 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい | 1級または3級 |
| | 免疫・肝臓の障がい | 1級～3級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢・体幹の障がい | 特別項症～第2項症 |
| | 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい | 特別項症～第3項症 |
| 介護保険被保険者証 | 要介護状態区分 | 要介護5 |

表2 郵便などにおける不在者投票の代理記載に該当する方

| | 障がいの種別 | 障がいの程度 |
|---------|-----------|-----------|
| 身体障害者手帳 | 上肢・視覚の障がい | 1級 |
| 戦傷病者手帳 | 上肢・視覚の障がい | 特別項症～第2項症 |



人権の目 216

言葉は何のためにあるのだろう

三木市人権・同和教育協議会 人権教育・啓発専門員 大東 太郎

言葉について語るとき、ある先生の話思い出します。

先生の教え子の一人にK子さんという勉強が苦手な子がいました。Kさんは、「からだ」を「からだ」といい、「うれしい」を「うでしい」といいました。「らりるれろ」と「だちづでど」がすっぽり入れ替わるのです。字を覚えるのも遅く、九九も間違えてばかりいました。

Kさんが5年生になるとき、先生は結婚のため退職しました。しかし、先生は、その2カ月後に病気になる療養所に入院しました。療養所生活は13年続きました。その何年間か先生は教え子

たちに慰められ、励まされました。その間、子どもたちは結婚したり、ほかの土地にいたりして、見舞ってくれる教え子たちの数も少なくなりました。

そんな中で、終始変わらず見舞いの手紙をくれたのは、あのKさんでした。Kさんは、ある商店に住み込んでいたので、休みをもらえず、見舞いに来ることは出来ませんでした。手紙はよく書きました。相変わらず「おからだをらいじにしてください」というようなたどたどしい手紙でしたが、それでも長い間には、いつの間にか漢字も少しまじえて書くようになりました。とはいっても、小学生のような手紙ではあり

ました。ある時、先生のお母さんが病氣

で倒れたのを知ると、彼女はひま(休み)をもらい、2日ほど手伝いにきました。そして、その後もたどたどしい手紙は先生の病気が治るまで続きました。

先生は彼女の手紙を読みながらいつも心が打たれました。それで教えられたのです。「字は何のためにあるのか」と。Kさんは教え子の中で一番成績が悪かった。字を一番覚えていなかった。しかし、どの教え子よりも彼女は、先生に見舞い状を届けた。自分の知っている限りの字をかき集めるようにして手紙を書いた。彼女は、字をたくさん知らなかった。だが、彼女は「人は何のために字を学ぶのか」ということを知っていたのだと思います。文字は拙いけれど、一字一字に先

生を氣遣う気持ちがこめられ、先生にとって宝石の輝きに見えました。

私自身、Kさんのように、心を込めて気持ちを伝えてこれたかどうかと問うと恥じることばかりです。けれども、教師として受け持った多くの子どもからたくさん学んだことは確かです。簡単に一瞬に言葉が伝わる時代となりました。けれども、言葉や知識は、身を飾りひけらかし、人をさげすみ、からかうためのものではなく、互いの心を持ち、幸せを増すためにあるのではないのでしょうか。

